

2010. 4. 21 発行

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI
No.54

◆水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

ホームページ: <http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

(随時ホームページの更新を行っています。「水源連のページ」と検索してご覧ください。)

水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています

5月10日(月) 午後1時から、参議院議員会館で連続集会

● 「ダム見直しに関する政府・議員と NGO の対話集会」

● 「無駄な公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2

— 検証：公共事業の見直しはどこまで進んだか —

目次

事務局からのお知らせと経過報告	1
「ダム見直しに関する政府・議員と NGO の対話集会」の案内	10
「無駄な公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2	
— 検証：公共事業の見直しはどこまで進んだか — 案内	12
補助ダムに関する提言と要請	13
2010年度ダム関連予算配分一覧	17
「補助ダムの2010年度予算配分に抗議する」(抗議書)	21
豊川水系・設楽ダムについての報告	23
無駄ダムが地方財政を破綻させる(徳山ダム)	24
凍結の名のもとで進む「導水事業」と私たちの運動	25
衆議院建設委員会で嶋津輝之氏参考人としての意見陳述	27
「前原大臣第十堰可動化中止を明言」吉野川通信より一部転載	29
うれしい知らせ3つ! 1!	31

事務局からのお知らせと経過報告

1, 5月10日(月)に参議院議員会館 会議室にて、2つのイベントを開催します。

13時から 「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」

15時から 「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー」

(「ウィークデイの13時からでは仕事を持つは参加したくても参加できない」とのご意見があるかと思います。行政・国会議員の皆さんに聞いていただくことを目的にしているため了解をお願いいたします。)

1)「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」

全国で108もの団体が「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の公開を要望し、2月8日、3回目の公開要望書を前原大臣と中川座長に提出しました。しかし、同有識者会議はいまだに非公開です。こんなにも多くの団体が「ダム依存の河川行政からの脱却」を目指しています。

この事実と、その考え方を国交省政務三役と国会議員に示し、相互が対話することを目的に、「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」を開催します。この集会は、「公共事業チェック議員の会」と「水源連」の共催です。ダム依存の河川行政からの脱却を目指している全国の115団体が協賛団体になっています。115もの協賛団体、この問題が全国の注目を受けていることを象徴しています。

詳しくは別項「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」案内をご覧ください。

2)「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2ー

検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー」

昨年、衆議院選を前にした4月25日に東京の教育会館で「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会」を開催しました。この集会では当時の野党から「ムダな公共事業の徹底見直し」をマニフェストに掲げる旨の挨拶を受けました。衆議院選では各党が奮闘し、新政権を樹立することが出来ました。

今年の夏には参議院選挙が予定されています。新政権になって、ダム依存河川行政からの脱却が図られていますが、地方分権とのからみがその進みを遅らせています。そのほかの分野における「ムダな公共事業」は遅々として進んでいないばかりか、逆行と思われる事態も目に付きます。

新政権による公共事業見直しがどこまで行われてきたのか、今後見直されるべきものは何なのか、を明らかにすると共に、今年予定されている参議院選挙のマニフェストに取り込むよう、各政党を激励することを目的に「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー」を企画しました。

この集会は「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2」実行委員会が主催し、「公共事業チェック議員の会」からの後援を得ています。

詳しくは別項「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー」案内をご覧ください。

2, 3月26日発表のダム関連予算について

3月26日、国土交通省は2010年度予算を公表しました。

本体工事駆込み契約の5つの補助ダム(2つは生活貯水池)に関する補助金を削減することを多くの皆さんが国交省に要請し、その実現を期待していたのですが、これら5事業へは事業者の希望額満額がついてしまいました。

これら5事業は、このまま補助金が配分されてしまうと、本体工事が進んでしまい、取り返しのつかないことになってしまいます。

5事業の内、特に、浅川ダム・内海ダム再開発・路木ダムについては、「各県がそれらのダムを必要としてあげている理由すべてが『捏造』である」と流域住民が以前から指摘してきました。

前原大臣はこれらの指摘を受け、見直しの必要性は認めていると思われるものの、「複数年契約がおこなわれた本体工事については、県が国からの補助金交付への期待が大きくなっているという客観的な状況があることを踏まえれば、来年度以降の補助金を交付しないということは裁量権の逸脱になるおそれがあると考えて判断した」と語っています。

しかし、事業費の3/4近くを負担する国は、ムダな国費支出を防ぐために補助ダムを再検証する義務があります。また、これらの補助ダムは旧政権が「先ずダムありき」のもとで進めてきたものであることから、新政権が厳しくチェックすることは当然のことであり、工事契約を請け負った企業に違約金を支払う結果になったとしても、それは国民の期待に沿わないことはありません。

浅川ダム・内海ダム再開発・路木ダムに反対してきた11団体の皆さんは、この予算配分に危機感を募らせ、3月29日に「**3月26日発表の5補助ダムへの2010年度予算配分に抗議する（抗議書）**」（別掲）を国交大臣に提出しました。

◇ 4月5日、水源連、前原大臣に宛てた「補助ダムに関する提言と要請」を大臣秘書に提出

4月5日には水源連が13時30分に前原大臣に宛てた「**補助ダムに関する提言と要請**」を大臣秘書に提出しました。引き続いて14時から国交記者会で記者会見を行いました。

この日の「提言と要請」の骨子は、

- 補助ダムは各道府県知事の判断だけに委ねるものではなく、国自らが再検証すべき対象であること。
- 補助金の交付に当たって、補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助ダムの厳格な調査を行うこと。
- 「現在実施中の全国のダム事業の全面見直しを行う」という国交大臣の方針を貫いて、「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」も含めて補助金配分の見直しを行うこと。
- 事業認定取り消し訴訟が係争中である事業（辰巳ダム・内海ダム再開発）に関しては、旧政権下で出されたダムの事業認定がそのまま有効であってはならないので、各地方整備局長に対して「新見直し基準に基づく見直しが終わるまで訴訟進行凍結の指示をすること。
- 事業認定申請が出されている事業（石木ダム）に関しては、ダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで事業認定審査を凍結するよう九州地方整備局長に指示すること。

です。詳しくは別掲の「補助ダムに関する提言と要請」をご覧ください。

前原大臣は不在で大臣秘書管室の白倉課長補佐が対応、提言・要請書を手渡しました。同氏は必ず大臣に渡すことを約束しました。

その後、河川局治水課の岩崎専門官と補助ダム担当課長補佐（共にこの4月の人事異動による着任）との話合いが設定されていました。直接の担当者が当方の意見を聴取して大臣に伝える、という趣旨でした。

提言・要請書に記したことを各ダムの具体的問題とあわせて説明し、中身に踏み込んだ調査・審査を行うことを両名に求めました。

岩崎専門官・補助ダム担当課長補佐の話は「共に新任で何も知らないから調査を行う」ということでしたので、途中経過の報告を求めることも伝えました。

土地収用法関係については、本省では総合政策局が、地方整備局では建政部が担当しているので、今日指摘を受けた問題については、総合政策局に伝えると言っていました。

事業認定の法的な責任者は大臣なので、大臣が判断すれば事業認定審査凍結、事業認定取り消し訴訟凍結申し出は可能なことであることを岩崎専門官は認め、その上で、前原大臣に今日のことを伝えると約束しました。

「調査をします」、「大臣に伝えます」、という言葉はよく聞くことです。

水源連事務局は、調査の途中経過について確認をしていきます。

◇ 2010 年度ダム関係予算の検証

2010 年度ダム関係予算は「ダム事業の見直し」を進めている新政権にとって初めての予算です。「ダム見直し」の姿勢は予算配分によって事業に反映されなければなりません。

前原大臣は、「ダム本体工事に着工済みか否か」を以って、見直しをする事業としない事業の「篩い分け」をしました。事業主体が地方自治体である「補助ダム」については地方分権の趣旨から、「自治体に国の方針を理解してもらって見直しを求めるが、自治体の判断を尊重する」としました。

水源連に関係している皆さんが対象としている事業について、直轄もしくは水資源機構ダムの 2010 年度の予算配分を表 1 に、補助ダムの予算配分を表 2 に示します。

1) ダム関連予算の決め方

治水目的が含まれているダム事業予算は、治水を管轄している国土交通省が事実上の決定権を持っています。ダム建設事業を次の 1 年間でどの程度進めるのか、が決まると、1 年間の総事業費が決まります。費用分担額はそのダムの 1 年間の総事業費に当該ダムのアロケーションの比率を掛けて決めます。

治水分の補助金額は治水分分担額に補助率 (1/2) を掛けた額、水道水源開発分の補助金額は水道水源開発分担額 (水道水源開発施設整備費) に補助率 (1/2 もしくは 1/3) を掛けた額です。この補助率は水道事業体の資本単価によって 1/2 もしくは 1/3 となっています。H22 年度からは新規採択事業については一律 1/3 に変更になりました。国交省予算が水道関係で見込んだ額を越えた場合は、水道事業者から申請があれば厚労省からの補助金は増額されることになっています。実際に支払われる補助金は工事実績額に基づくので、後払いになります。

これらの表の H21 年度と H22 年度予算関係以外の情報は、大河原雅子参議院議員が国土交通省から取寄せられた情報に基づいています。

この二つの表から、来年度のダム関係予算配分を検証してみます。

2) 直轄もしくは水資源機構ダム

・ 今年度予算 (H21 年度予算) と来年度予算 (H22 年度予算) の比較

来年度予算 (H22 年度予算) の配分を今年度予算 (H21 年度予算) の配分と比較すると、本体着工ダム区分の湯西川ダムは今年度予算の 1.41 倍で、そのほかは見直し対象ダムであり、0.19 倍から 2.60 倍と幅広です (表 1 の K 列)。

沙流川総合開発は二風谷ダムの堆砂問題が起因したのか 21 年度の 2 割、サンルダム・ハッ場ダム・新足羽川ダム・丹生ダム・川上ダム・山鳥坂ダムは 21 年度の 5 割～7 割、川辺川ダムは 21 年度の 8 割、成瀬ダムは 21 年度の 2 割増し、設楽ダム・大戸川ダムは 21 年度の 4 割～6 割増しで、天ヶ瀬ダム再開発は 2.6 倍と抜け出しています。天ヶ瀬ダム再開発の事業費増加率 2.6 倍と抜け出しているのは、淀川水系 4 知事たちがこの事業にだけ推進に合意を示したことによると思われます。

ダム事業見直しの対象とされている事業は、「新たな段階に入らない」としていることから、8 事業が縮小し、4 事業が増加しています。

中止を視野に入れた見直しを予定していることを考えると、転流工工事等の継続はまったく無駄であり、生活再建工事にしてもダムなしを想定した上での生活再建策が出来る前に工事を進めているのは非常に不合理です。すべてのダムの工事を凍結し、工事は安全確保上必要なもののみとすること、あわせて、ダム中止後の生活再建策の構築をダム予定地であった住民と共に図ること、が急がれます。

・ 利水補助金要求からの検証

水道用水を目的に含んでいるダム事業の中で、厚労省の水源開発施設整備費枠の補助金割当 (表 1 の A 列、U 列) のない事業 (沙流川総合開発、那珂川霞ヶ浦導水、思川開発、木曽川水系連絡導水路、大戸川ダム、川上ダム) が沢山あります。下線を付したダム事業は水資源機構ダムです。ダム事業が進行しているにもかかわらず、水道事業体がその新規水源を活用する事業計画を持っていないことの現われです。水道水源開発の必要性が極めて低いことの証左といえるでしょう。

湯西川ダムの場合、茨城県西水道が H22 年度から水道水源開発施設整備費補助金を申請していません。水利権開発を放棄したと思われます。

ハッ場ダムの場合、本体工事には入らずに生活再建関連工事のみおこなうとしています。埼玉県のみが「それでも埼玉県は水源開発をハッ場ダムに求めるのだ」と水道水源開発施設整備費補助金を申請し、厚労省は予算化しています。

生活再建関連工事は進むとされていることから、その経費の分担はどうなるのでしょうか。これまでどおりのアロケーションに応じた負担であれば、水道水源開発施設整備費補助金を申請していない水道事業体が負担を求められた場合はその時点で厚労省に申請するのでしょうか？

H21 年度は利水者が想定した総工事額は国交省発表額とほぼ一致していました（表 1 のキ列）。H22 年度（表 1 のカ列）は湯西川ダムとハッ場ダムが 1 を大きく上回っています。湯西川ダムの場合は茨城県西が、ハッ場ダムの場合は埼玉県以外の水道事業体が水道水源開発施設整備費を計上していないことに起因しています。

成瀬ダムは H21 年度、H22 年度共に国交省発表額が利水者想定総工事額より 3 割から 4 割上回っています。中止になればまったく必要のない転流工事に利水者の想定を超えた経費がかかっているといえるでしょう。この工事は直ちに中止するべきです。

3) 補助ダム

・ 今年度予算（H21 年度予算）と来年度予算（H22 年度予算）の比較

表 2 の M 列をご覧ください。H21 年度の予算額は L 列に示されていますが、公共費＝治水分であって、総額ではありません。2 年度分の総額の比較は治水分を比較することで分かります（アロケーションに変更がないので）。その結果が M 列です。目に付くのは、奥胎内ダム 2.52・浅川ダム 1.46・内海ダム再開発 3.93 です。共に本体着工済み、もしくは、本体工事駆け込み契約をした事業です。

見直し対象となっているダムの新年度予算額は今年度よりも減少しています。その幅は 15% から 63% です。

安威川ダムは H21 年度には大阪府が水道水源開発施設整備費補助金を申請していましたが（表 2 のウ列）、H22 年度は申請していないことが分かります（表 2 のア列）。

榎尾川ダムは大阪府が撤退に向けて有識者会議を設置して見直しを進めています。

補助ダムを一覧して気が着くのは、水道水源開発を目的にしているダムが少ないことです。浅川ダム・辰巳ダムは利水目的が消失したために利水専用ダムとして生き残らせたダムです。

・ 利水補助金要求からの検証

水道用水を目的に含んでいるダム事業の中で、厚労省の水源開発施設整備費枠の補助金割当（表 1 のア列、ウ列）のない事業は奥胎内ダム、安威川ダム（新年度から）、平瀬ダムの 3 事業です。ダム事業の予算執行率（表 2 の F 列）が 50% 程度もしくは 50% をはるかに超えている現在でも利水事業計画がないことは、とりもなおさず「利水目的上は不要」を示しています。中止するのが当然の事業です。

H21 年度の利水者が想定した総工事額（表 2 のキ列）は当別ダムの場合が国交省発表額の約 7 割、内海ダム再開発は 1.00、石木ダムと路木ダムはほぼ 1.5 倍でした。H22 年度（表 2 のカ列）は本体着工中扱いの当別ダムと内海ダム再開発が約 1 ですが、路木ダムは 1.5 倍にもなっています。路木ダムの場合は工事予算が全額執行(82,800 万円)されると利水分補助金が $142,416 \times 1/3 - 31,733 = 15,739$ (千円) 不足になりますが、厚労省は熊本県から追加要望が出されれば補助金を追加するとのことでした。

石木ダムは利水者が想定した総工事額の 0.36 倍に縮減されています。長崎県が九州地方整備局に事業認定申請を提出していることから、九州地方整備局には新政権の方針に基づく審査が求められています。その審査が終了して事業認定処分が下されるまでは同事業は地権者の権利が認められるので、工事の進捗はほとんど望めません。それが 0.36 倍に縮減された一番の理由と推察されます。

◇ この章のまとめ

政権発足当初「ダム事業の見直し」を新政権は約束しました。今年の夏までに再評価基準を策定し、

その後1年かけて各ダム個別見直しを行うことになっています。見直しが終わるまで、工事は新たな段階に進めない、としています。ハッ場ダムや川辺川ダムは生活再建事業のみ進めるとしています。これらの措置によって直轄事業にかなりのブレーキが掛かっているのは事実ですが、それら工事の必要性について個別に掘り下げた調査・吟味が殆どされていないので、膨大な額の無駄遣いが続いているのが現状です。経済的な損失のみならず、まったく無意味な自然破壊が続いていることは何とかして止めたいものです。

補助ダムの場合は前年度比で評価できるのは平瀬ダムと石木ダムぐらいでした。

3. 自治体に補助ダムの見直しを

補助ダムの見直しについて前原大臣は地方分権との絡みから思い切った措置をとれずにいます。

「ダム見直しが国の考え方なので地方にも見直しをお願いする。最終的には地方の判断を尊重する」というのが前原大臣の基本的考え方のようです。

その考え方は昨年11月18日の国土交通委員会答弁（下記囲み1）、今年3月9日の大臣会見に示されています。

（囲み1）

前原大臣答弁

平成21年11月18日 国土交通委員会

○前原国務大臣 都道府県が主体となって実施するダム事業を国が強制的に中止させる法令上の権限はないと考えております。河川法の第七十九条の二、地方自治法第二百四十五条の七、あるいは補助金交付の執行停止という観点からも、都道府県が主体的に実施する事業について国が強制的に中止させる法令上の権限はないと考えております。

したがって、基本的には補助ダム事業については各知事の御判断を尊重するという事を申し上げているわけでありまして。

しかしながら、先ほどおっしゃったように、根本的に考え方、発想を変えなければ、国民からお預かりした税金の使い道という観点から考えますと、今までのような河川整備あるいはダム建設を行うわけにはいかないという認識をしっかりと地方にも持っていただくということは大事な事だと思いますので、そういったことをしっかりと都道府県知事とのコミュニケーションの中で図っていきたいというふうに考えております。

したがって、場合によって個別の事業の進め方について知事と御相談をさせていただくこともあろうかと思

（囲み2）

3月9日 大臣会見

1つは、河川法第62条というのがありまして、これは国の国庫負担金の負担義務ということが書かれています。

つまり、抽象的な負担義務が書かれているのが河川法第62条です。

そして、補助金適正化法第6条というのがありまして、これは具体的な負担義務が書かれているものがあります。

つまりは、この2つが国が地方の行う事業のいわゆる負担を行う法的な背景になっているわけでありまして、例えば、こう考えていただければ結構です。

私が昨年12月に伺った内海ダム、あるいは浅川ダム、それから与布土、こういった所については平成21年度に既に議会が予算を計上して取り組んでいるということでもあります。

これについて、つまりは県が複数年に渡る契約締結をしたり、債務負担行為を行っているということになれば県は負担金交付についての期待権が大きくなっている。

そういったものに対して例えば国がお金を出さないということになれば、それは裁量権の逸脱となって負担義務違反を問われる恐れがあるということになるのではないかと。

しかし他方で未だに予算を計上していないとか、或いは新規事業採択が行われていないというものについては、これは県には具体的な損失は発生をしていないわけでありまして、県は負担金の交付についての

期待権が小さいということが考えられるわけであります。

そうすると、我々としてはこの2つの法律、例えば負担金をつけなかったことに対しても裁量権の逸脱になるかというそうではないという見方もあるわけでありまして、この2つの法律を背景に補助ダムについては我々はしっかりと精査をしていかなければいけないということで、ここに書かれておりますように国が債権者を求めても地方が全てやるということになれば国が負担金をつけないといけないということではないと。

つまりはその期待権の大きさと小ささによって裁量の余地が変わってくるとこういうことであります。

河川法第62条と補助金適正化法第6条の関係で判断することの問題は前章の前半で述べました。

ここでは、地方分権に重心を置いたことを想定してみます。

毎日新聞・朝日新聞は共に国から検証を求められている地方自治体の対応を報じています。右の一覧は朝日新聞調査によるものです。右の表には本体直行済みとされているダム事業は「検証対象外」ということで記載されていません。

長野県は浅川ダムの検証を、兵庫県は与布土生活貯水池の検証を、香川県は内海ダム再開発の検証を、熊本県は路木ダムの検証を拒否しています。25事業については検証未定とされています。

果たしてこの地方自治体の判断には地元住民の意思がどの程度反映されているのでしょうか。再検証を拒否した理由は「既に検証済み。今更」というものですが、果たして本当に治水上もしくは利水上でダムが必要なののでしょうか。これらのダム事業を当てにした関連企業とその従業員・従業員家族の生活、あるいはその事業に関連した地方経済への影響が無視できないことが一番の理由になっているのでしょうか。これらのことは補助ダムのみならず、直轄ダム・水機構ダムの場合はきっと共通していることと思われます。

ダムを中止した場合にどのような問題が起きるのか、どのような対応策を用意するのか、が問われています。

例えば「造る公共事業」から「補修する公共事業」、「コンクリートによる公共事業」から「人から人への公共事業」が創出されない「ダムに依存しない河川行政」の実現は見えてきません。

「ダムに依存しない河川行政」の実現は中央の力を強めるのではなく、地域主権の強化の中で勝ち取りたいものです。

私たちの運動としては、前原大臣が各道府県の民主党総支部連合に「〇〇ダム、本当は必要なの？」と問い合わせたときに「いや、本当は必要性はないんですよ」と答えられるように、各地で県連に働きかける取組を強めて行かなければなりません。

4. 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」

この有識者会議はなぜか非公開のままです。

第7回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が3月26日に開催されています。第7回会議の配布資料には、意見募集結果（概略）と「個別ダム検証のための治水対策案の立案及び評価について（タタキ台）」が掲載されています。

意見募集結果（概略）

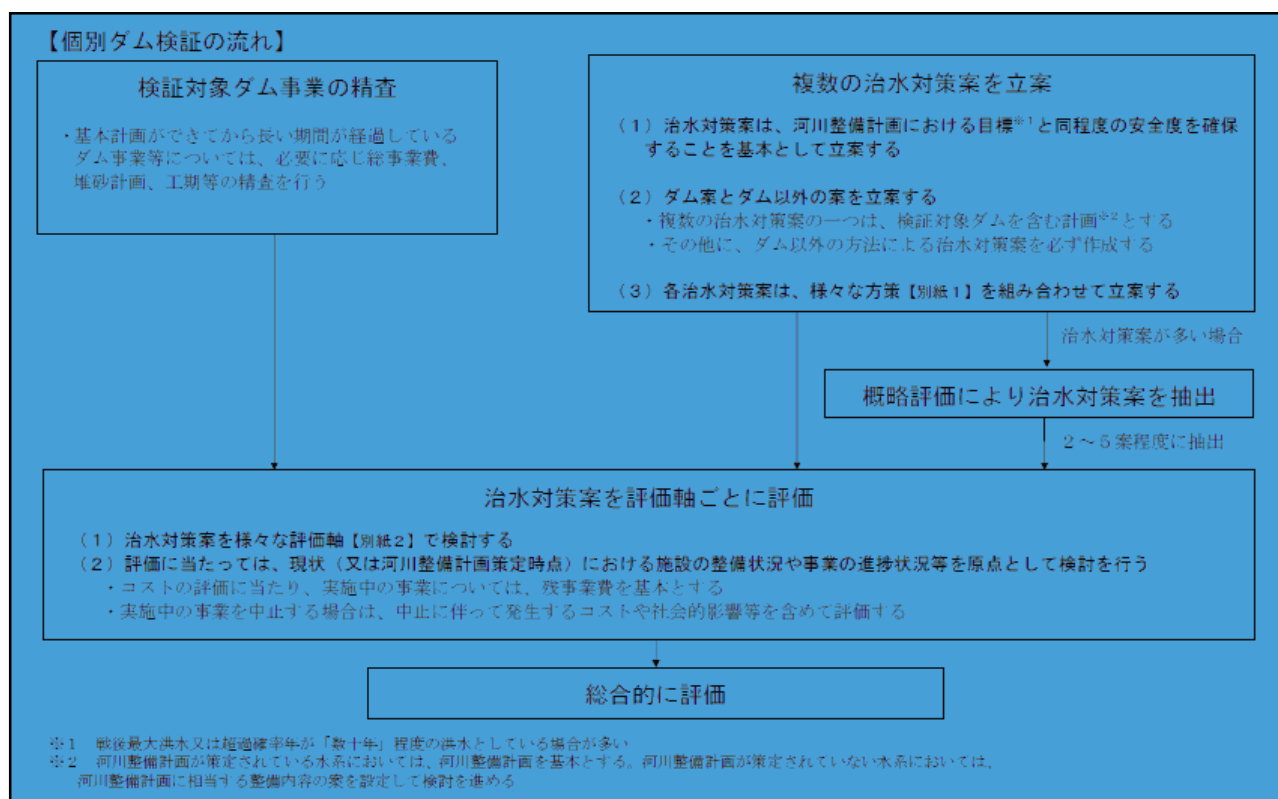
これまでに同会議は「今後の治水対策のあり方に関する意見募集」を1月から2月にかけて行いま

国が求める検証への道府県のダム別方針	
検証を実施する	検証は未定
◆駒込 (青森)	◆厚幌 (北海道)
◆奥戸 (青森)	◆築川 (岩手)
△最上小国川 (山形)	◆津付 (岩手)
△備明川 (新潟)	◆筒砂子 (宮城)
△常浪川 (新潟)	◆川内沢 (宮城)
△新保川 (新潟)	△倉沢 (群馬)
△晒川 (新潟)	△増田川 (群馬)
△角間川 (長野)	◆河内川 (福井)
△黒沢 (長野)	◆吉野瀬川 (福井)
△駒沢 (長野)	◆金出地 (兵庫)
◆大島 (岐阜)	◆西紀 (兵庫)
◆内ヶ谷 (岐阜)	◆大谷川 (岡山)
◆水無瀬 (岐阜)	◆野間川※ (広島)
◆布沢川 (静岡)	◆平瀬 (山口)
◆鳥羽河内 (三重)	◆大河内川 (山口)
△北川 (滋賀)	◆木屋川 (山口)
◆切目川 (和歌山)	◆柴川 (徳島)
◆波積 (島根)	◆花川 (香川)
◆矢原川 (島根)	◆五名 (香川)
◆庄原 (広島)	◆長柄 (香川)
◆和食 (高知)	◆五ヶ山 (福岡)
◆春遠 (高知)	◆伊良原 (福岡)
△有田川 (佐賀)	◆石木 (長崎)
◆玉来 (大分)	◆浦上 (長崎)
◆タイ原 (沖縄)	◆五木 (熊本)
検証を実施しない	その他
◆浅川※ (長野)	◆安威川 (大阪)
◆与布土※ (兵庫)	
◆内海※ (香川)	事業の基本方針
◆路木※ (熊本)	◆推進 △未定
	※は09年度中に本体着工

した。403 件の応募があったこと、幅広い意見が寄せられたこと、見直し対象ダム流域住民からの応募が多かったこと、応募された意見については氏名等の個人情報保護などの処理を行った上で、国土交通省ホームページで公表する予定であることが公表されています。

「個別ダム検証のための治水対策案の立案及び評価について（タタキ台）」

【個別ダム検証の流れ】として下図が掲げられています。



この図を見ると、「治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」としています。「河川整備計画における目標」の注釈には「戦後最大洪水又は超過確率が「数十年」程度の洪水を対象としている場合が多い」と記されています。

「住民参加による立案」というような事項についての記述は見当たりません。

これからは「中間取りまとめ」（個別ダム検証に向けての具体的な手法検討）へと進みます。しっかりと注意を払う必要があります。

私たちの考え方を提起する場としての 5 月 10 日の「ダム見直しに関する政府・議員と NGO の対話の会」に皆さん是非ご参加ください。

5. 衆議院国土交通委員会で参考人 5 人を招致。嶋津暉之氏が陳述。

3 月 16 日に開催した衆議院国土交通委員会は八ッ場ダム中止問題で参考人 5 人を招致して意見を聴きました。

定刻 9 時に始まり、12 時 30 分に終わりました。

参考人が 15 分ずつ意見陳述し、そのあと、各党枠から一人ずつの委員が持ち時間 20 分で参考人に質問をする、

参考人		質問する議員	
豊田明美	川原湯温泉組合長	民主党枠	田中康夫
嶋津暉之	水源開発問題全国連絡会共同代表	自民党枠	徳田毅
虫明功臣	東京大学名誉教授 法政大学客員教授	共産党枠	塩川鉄也
松浦茂樹	東洋大学国際地域学部教授	みんなの党枠	柿澤未途
奥西一夫	京都大学名誉教授	公明党枠	竹内譲
		社民党枠	中島隆利

という方式でおこなわれました。

5 参考人の陳述骨子 (骨子なので報告者・遠藤の主観が入ってしまいます)

当日、嶋津氏・虫明氏・松浦氏・奥西氏は説明資料を配布されました。

豊田さんは、中止発表は地元との意思疎通の上、生活再建策発表とセットであるべきであったこと、生活再建にはもう時間がないこと、ダムあり再建が最も早い、と現地の状況・気持ちを説明しました。

嶋津さんは、治水上も利水上も必要性がないこと、ダム推進により堤防強化がなおざりにされていること、などを丁寧に説明しました。

虫明さんは、田中康夫議員から「基本高水流量を高く算出するために流出モデルの係数が設定されたのではないか」と質問され、「安全サイドということでそういう係数を使ったと思われる。過大に算出されるので見直しが必要」と見直しが必要であることを認めました。しかし、「治水は洪水水位を少しでも下げる必要があるのでハッ場ダムは治水に有効」、としました。

松浦さんは、「基本高水流量を超過確率で算出するようになってから格段と大きくなったこと、高度経済成長期でダム建設への投資に目が向いていたことなどから過大に設定されている」「1980年に八斗島地点の基本高水流量をそれまでの実績値 17,000m³/秒（カスリーン台風時の実績流量）から 22,000m³/秒と 5,000m³/秒増やした説明がされていない」等を指摘の上、「治水面ではハッ場ダムは疑問」とし、ハッ場ダムの治水容量をそのまま利水容量に振り返ることを提案しました。

奥西さんは、大規模地滑り発生が危惧されること、治水・利水の安全性確保を目的としたダムが、大規模地滑りによる巨大津波でダム下流に甚大な災害をもたらしかねないことを警告しました。

下記 URL で、インターネット中継録画を見ることができます。

http://www.shugiintv.go.jp/jp/video_lib3.php?deli_id=40250&media_type=wb

この報告の詳細は、佐藤 守さんの傍聴記をご覧ください。

6、事務局からのお知らせとお願い

1) 今年の全国集会と総会を10月2日から3日北海道で開催

今年の全国集会・総会は北海道の沙流川総合開発に焦点を当てます。沙流川水系にアイヌの聖地を沈めて完成させた二風谷ダムは土砂堆積があつというまに進行してしまい殆ど使い物にならなくなりました。苫小牧東にコンビナート計画があつた頃に構想された沙流川総合開発は同計画の目処が立たなくなったことから平取ダム建設は見送られてきましたが、二風谷ダムが役を果たさなくなったことを逆手にとって、復活が画策されています。

北海道にはこのほかサンルダム計画、当別ダム計画など、貴重な自然と水産資源に致命的な害を与えるだけで殆ど役に立たない事業が計画・推進されています。道内の皆さんが互いに連絡を取り合って元気に自然保護とダム中止に向けた活動を続けています。自分たちで自主的に検証をするとして、検証の場を設けています。その結果を広く公表することで「ダム中止」の世論が形成されることを目的にしています。

今年はこのような活動を続けられている北海道の皆さんにお世話になります。

日時は10月2日（土）午後から3日（日）です。

2日は苫小牧で総会・懇親会・宿泊、3日は朝から沙流川総合開発現地を視察し、午後からは苫小牧で全国集会を予定しています。詳細は次号でお知らせします。

皆さん、今から10月2日と3日はあけておいてください。

2) 「内海ダム再開発事業認定取り消し訴訟を支える会」の会員になって、同ダム計画の中止を！

地元の皆さんの強い反対に耳を貸すことなく事業認定申請をした香川県は、四国地方整備局からの事業認定処分を受けて香川県土地収用委員会に収用裁決申請を出しました。香川県土地収用委員会による作業が進んでいます。

地元の地権者の皆さんは事業認定取り消し訴訟、香川県庁前での定期的な「新内海ダム反対」の訴えなど、同事業中止獲得に向けてのたゆまない闘いを続けています。

「新政権になれば・・・」との期待が運動の支えでしたが、3月26日の国交省予算発表で内海ダム再開発事業に満額の予算が配分されたことは相当なショックであったと思われます。

「こんなことでめげていてはならない。闘う体制の強化を」と原告の皆さんは近辺の方々に「打ちの無駄無彩開発事業認定取り消し訴訟を支える会」の結成を訴えられ、このたび同会が発足しました。

同会からは会員募集・カンパ募集を始めました。水源連として全力で応援したいと思います。同会からの「呼びかけ文」と「ゆうちょ銀行」払込取扱票を同封いたしますので、皆さんも是非、ご協力ください。

「ダム見直しに関する

政府・議員と NGO の対話の会」 案内

- ◇ 主旨： 治水のあり方を考える有識者会議を補完するものとして、「公共事業チェック議員の会」がダムに依存しない河川行政のあり方について、政府・国会議員・NGOの意見をオープン場で聴取する。
(政務三役が席を離れるときは、局長クラスの代理人を建てていただく。)

- ◇ 主催者：「公共事業チェック議員の会」と「水源連」との共催
協賛団体：別掲 115 団体(次ページに掲載)

- ◇ 開催場所：参議院議員会館 第一会議室

- ◇ 開催月日：2010 年 5 月 10 日(月) 13 時から 14 時 30 分

- ◇ 内容：

- 司会： 大河原雅子参議院議員 「公共事業チェック議員の会」事務局長
- 開会挨拶：松野信夫参議院議員 「公共事業チェック議員の会」会長
- 国交省政務三役代表あいさつ： 三日月大造政務官(要請中)
- NGO からの意見をプレゼンし、議員の質疑応答を受ける。
(一人 10 分説明、4 氏の報告終了後質疑応答)

- 佐々木克之氏 北海道自然保護協会
北海道 3 大ダム計画から 「水産資源への影響」
- 石井 亨氏 環瀬戸内海会議
新内海ダム計画から 「補助ダム問題」
- 今本博健氏 元淀川水系流域委員会委員長
淀川水系流域委員会の経過から 「ダムに依存しない河川行政」
- 木本雅巳氏 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会
「ダムによらない治水を検討する場」から
「住民が望むダムによらない治水とは」
- 嶋津暉之氏 水源開発問題全国連絡会
水源連の活動から 「国内ダム問題全般」

- 参加している全国会議員から、質問・コメントを含めた「あいさつ」

協賛団体 115 団体 50 音順

1	安威川ダム反対市民の会	40	球磨川からすべてのダムを無くして鮎の大群を呼び戻す会	79	長浜町をまじめに考える会
2	昭島環境フォーラム	41	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える	80	成瀬ダムをストップさせる会
3	アサザ基金	42	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	81	日進自然観察会
4	旭川・森と川ネット21	43	ザ・フォレストレンジャーズ 代表 市川守弘	82	日本湿地ネットワーク
5	浅川・千曲川等治水対策会議	44	相模川キャンブインシンポジウム	83	東久留米の水と景観を守る会
6	浅川ダム建設予定地の再調査を要望する会	45	三番瀬を守る会	84	東久留米湧水・清流保全条例研究会
7	荒瀬ダムの撤去を求める会	46	三番瀬を守る署名ネットワーク	85	肱川・水と緑の会
8	伊賀の特別天然記念物オオサンショウウオを守る会	47	サナルダム建設を考える集い	86	肱川の清流と自然を守る会
9	NPO法人 伊賀・水と緑の会	48	自主・平和・民主のための広範な国民連合長崎	87	肱川漁業協同組合
10	石木川の清流を守り、川棚川の治水を考える会	49	自然林再生ネットワーク	88	平取ダム建設で失われる自然を守る会
11	石木ダム建設絶対反対同盟・ダムからふるさとを守る会	50	自然愛・環境問題研究所	89	平取ダム建設問題協議会
12	石木川まもり隊	51	設楽ダムの建設中止！名古屋の会	90	ふるさとの清津川を守る会
13	市川緑の市民フォーラム	52	設楽ダムの建設中止を求める会	91	(社)北海道自然保護協会
14	イテキ・ウエングダム・シサムの会	53	下川自然を考える会	92	北海道自然保護連合
15	稲田地区浅川問題を考える会連絡会	54	下球磨・葦北川漁師組合	93	北海道の森と川を語る会
16	茨城県の水問題を考える市民連絡会	55	新川決壊水害訴訟原告団	94	横尾川ダムの見直しを求める連絡会
17	ウォーターワッチネットワーク	56	水源開発問題全国連絡会	95	水問題を考える市民の会(佐世保市)
18	内海ダム事業認定取消請求訴訟原告団	57	STOPハッ場ダム・市民ネット	96	身近な川を見守る会
19	美しい錦川を未来へ手渡す会	58	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会	97	みんなで佐倉市をよくする会
20	美しい球磨川を守る市民の会	59	全国自然保護連合	98	ムダなダムをストップさせる栃木の会
21	国際環境NGO FoE Japan	60	大雪と石狩の自然を守る会	99	メコン・ウォッチ
22	大洲市の住民投票を実現する会	61	脱ダムネット関西	100	最上小国川の真の治水を考える会
23	太田川ダム研究会	62	多摩の地下水を守る会	101	やつしろ川漁師組合
24	奥胎内ダムを考える会	63	玉川峡(紀伊丹生川)を守る会	102	「やまんだろ・かわんだろ」の会
25	落合川の小溪谷を保存する会	64	ダム反対鹿沼市民協議会	103	山鳥坂の自然を守る会
26	海上の森野鳥の会	65	胆振日高高校退職教職員の会	104	ハッ場あしたの会
27	ガウスネット	66	千葉の干潟を守る会	105	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
28	霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会義	67	千葉県自然保護連合	106	ハッ場ダムをストップさせる群馬の会
29	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	68	千葉県野鳥の会	107	ハッ場ダムをストップさせる茨城の会
30	川辺川・福岡の会	69	導水路はいらない！愛知の会	108	ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会
31	川辺川土地改良事業組合の税金のムダ使いを考える住民の会	70	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会	109	ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
32	川辺川・東京の会	71	十勝自然保護協会	110	ハッ場ダムをストップさせる東京の会
33	川辺川を守りたい女性たちの会	72	利根川・江戸川流域ネットワーク	111	ユウバリコザクラの会
34	寒霞溪の自然を守る連合会	73	利根川流域市民委員会	112	吉野川みんなの会
35	環境会議・諏訪	74	利根川の水と自然を守る取手連絡会	113	リニア・市民ネット
36	環境ネットワーク旭川地球村	75	苫小牧の自然を守る会	114	路木ダムを考える河浦住民の会
37	環境共育を考える会	76	富川北一丁目沙流川被害者の会	115	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
38	環瀬戸内海会議	77	長沼浅川千曲川の治水を考える会		
39	九州住民ネットワーク	78	〈長野の開発と環境を考える〉信州ラプソディ		

ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会 その2

－検証：公共事業の見直しはどこまで進んだか－ 案内

- ◇ 目的： 2009年4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会」で公共事業各分野からムダな事業が計画・推進されていることが報告されるとともに、徹底見直しが求められた。民主党、共産党、社民党、国民新党、新党日本は衆議院選挙で「ムダな公共事業の徹底見直し」をそれぞれのマニフェストに盛り込んだ。政権交代が果たされた現在、新政権による公共事業見直しがどこまで行われてきたのか、今後見直されるべきものは何なのか、を明らかにする。あわせて、今年予定されている参議院選挙のマニフェストに取り込むよう、各政党を激励する。
- ◇ 主催者：「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会－その2 実行委員会」
後援：「公共事業チェック議員の会」
- ◇ 開催場所：参議院議員会館 第一会議室（「ダム見直しに関するNGOの意見を伝える会」と同じ会議室）
- ◇ 開催月日：2010年5月10日（月）15時から17時
- ◇ 内容：
 - 主催者報告・あいさつ（5分）
 - 各政党からの報告と決意表明（各党5～10分）
民主党、社民党、国民新党、共産党、みんなの党、新党日本
 - NGOからの意見プレゼン。
 - 河川・ダム問題
水源連
 - 湿地・埋立て問題
WWF-J 花輪伸一氏
 - 森林問題
日本森林生態系保護ネットワーク 市川守弘氏
 - 道路問題
高尾山の自然をまもる市民の会 橋本良仁氏
 - まとめ 松野信夫参議院議員 「公共事業チェック議員の会」代表

実行委員会構成団体

溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、国際環境 NGO FoE Japan、水源開発問題全国連絡会、全国自然保護連合、高尾山の自然をまもる市民の会、たたかう住民とともにゴミ問題の解決をめざす弁護士連絡会、日本環境法律家連盟、日本湿地ネットワーク、日本消費者連盟、日本森林生態系保護ネットワーク、ラムサール・ネットワーク日本

2010 年 4 月 5 日

国土交通大臣 前原誠司 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

共同代表 遠藤保男

補助ダムに関する提言と要請

国交省は 3 月 26 日に平成 22 年度の予算配分を公表し、その中で、いわゆる「駆け込み本体工事契約の 5 補助ダム」に対して満額の補助金配分を提示しました。このことに関して、内海ダム再開発（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野県）に反対する 11 団体が 3 月 29 日に「3 月 26 日発表の 5 補助ダムへの 2010 年度予算配分に抗議する（抗議書）」を国交大臣に提出しました。今回の補助金満額の予算配分が実施されるのであれば、それらのダム事業は何ら再検証されることなく、完成に向けて本体工事が進められることになり、まことに残念です。それは、現在実施中の全国のダム事業の全面見直しを政策の柱の一つとされている国交大臣におかれても大変不本意なことと存じます。

しかし、必要性が希薄である可能性が高いダム事業、反対運動が展開されているダム事業、自然破壊や災害誘発の危険性を惹起するダム事業が再検証のプロセスを何ら経ることがなく、推進され、完成してしまうことはあってはならないことです。国交大臣として今からでもできることがありますので、是非、取り組んでいただきたく、下記のとおり、提言と要請を行います。

1 補助ダムは国自らが再検証すべき対象

まず、補助ダムは道府県だけでなく、国自らが再検証すべき対象であることの理由を申し上げます。

1-1 補助ダムは旧政権下で国交省の主導の下に行われてきた事業ですので、国交大臣としてそれを全面的に見直す責務があります。

貴大臣は地方分権を重んじて、「各道府県実施のダム事業の進め方については、基本的には各道府県のご判断を尊重する」とされていますが、補助ダムは各道府県の判断だけで実施されてきたものではありません。旧政権下で国交省の主導の下に進められてきたものです。その端的な例が浅川ダムです。長野県は 2005 年度に浅川ダムなしの浅川河川整備計画を策定しましたが、国交省はそれを認可せず、浅川ダムを整備計画に位置づけることを求めました。その結果、県知事が変わってからの 2007 年度に策定された河川整備計画では浅川ダムが入り、現在、その整

備計画に基づいて浅川ダムの建設が進められようとしているのです。

補助ダムの進め方は各知事が判断するといっても、実際に各道府県でダム行政を取り仕切っているのは、国交省から道府県の建設関係部に出向している幹部ですから、国交省の官僚たちが知事を隠れ蓑にして、国交大臣の意向に反して補助ダムの事業推進を図っていると言っても過言ではありません。国交大臣はこの官僚たちの行為を是正する責任があります。

1－2 補助ダムは事業費の3／4近くを国が負担するダムですから、国費支出の無駄を防ぐために、国としても補助ダムを再検証する責務があります。

補助ダムの事業費（治水費）のうち、50％は国交省が補助金を支出しますが、それに伴って地方交付税措置がとられ、22.5％は普通交付税で賄われますので、合わせて 72.5％は国が負担することになります。このように、補助ダムは事業費の3／4近くを国が負担するのですから、国費支出の無駄を防ぐために事業の必要性等を国としても再検証する責任があります。道府県に再検証を要請するだけでなく、国として再検証してその結果を公開し、補助金の支出に反映する必要があります。

2 国交大臣として取り組んでいただきたいこと

次に補助ダムに関して国交大臣として取り組んでいただきたいことを申し上げます。

2－1 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」による調査を厳格に！

3月26日発表の国交省の予算配分で、各補助ダムへの補助額が決定したわけではありません。各道府県から補助金交付の申請を受けて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第6条により、「補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査」した上で、交付の決定をすることになっていますので、国交大臣として補助ダム事業の内容を審査する機会があります。

是非、そのときに、国交大臣の要請にかかわらず、本体工事の契約を駆け込みで強行した内海ダム再開発、路木ダム、浅川ダムなど、補助ダムに対する補助金交付を国交大臣として厳格な審査をして、その結果を公表し、各補助ダムの問題点を明らかにされることを提言します。

2-2 「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」等に対する補助金配分の見直しを！

「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」に対して満額の補助金配分を提示したことについて、国交大臣は、「今年度の補助金の交付決定が既になされている中で、今年度を初年度とした本体工事の複数年契約が行われた本体工事については、県が国からの補助金の交付への期待が大きくなっているという客観的な状況にあることを踏まえれば、来年度以降の補助金を交付しないことは裁量権の逸脱になる虞があると考えて判断を下した」と語っておられます。しかし、複数年数契約をした本体工事について今年度、国庫補助金を凍結して、契約の変更により違約金の支払いの必要性が生じたとしても、その責任は国交大臣の要請を無視して本体工事契約を強行した県知事にあります。そして、仮にその違約金の支払いを国が補填するとしても、その国費の支出は、必要性が希薄である可能性が高いダム事業に巨額の国費を投じることと比べれば、はるかに小額になるのですから、国民の多数が国庫補助金凍結の判断を支持するに違いありません。期待権というようなことは考慮せずに、現在実施中の全国のダム事業の全面見直しを行うという国交大臣の方針を貫いてくださるよう、是非お願いいたします。

補助金配分の見直しは昨年12月末の平成22年度予算案発表の段階で、本体工事着工済みとして再検証の対象から除外された当別ダム（北海道）などの補助ダムについても行うべきです。本体工事着工といっても、完成予定は数年先ですから、ダム事業の見直しはまだまだ可能です。

2-3 補助ダムの事業認定取り消し訴訟が提起されている裁判では、地方整備局長に対して訴訟進行凍結の指示を！

「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」のうち、内海ダム再開発は、土地収用法による強制収用が行われようとしています。それに対して、ダム反対の住民は事業認定取り消し訴訟を提起しています。同様に、補助ダムである辰巳ダム（石川県）でも事業認定取り消し訴訟が提起されています。これらの訴訟の被告は国土交通省です。

ダム見直し基準がつくられようとしているのですから、旧政権下で出されたダムの事業認定がこのまま有効であってはなりません。「ダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで訴訟進行の凍結を求めること」を被告の国土交通省として裁判所に申し出るよう、四国地方整備局長および北陸地方整備局長に指示することを要請いたします。

2-4 土地収用法の事業認定が申請されている石木ダムに関しては、九州地方整備局長に対して事業認定の審査凍結の指示を！

「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」以外の補助ダムですが、石木ダムについては長崎県が水没予定地の居住住民を強制排除するため、九州地方整備局に対して土地収用法の事業認定の申請を行い、現在、同整備局が審査手続を進めています。しかし、ダム見直し

基準がつくられれば、事業認定の審査基準も根底から変わるので、現段階で事業認定の審査を進めるべきではありません。石木ダムの事業認定の審査をダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで凍結するよう、九州地方整備局長に指示することを要請いたします。

以上

連絡先：遠藤保男 〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28
電話 & FAX 045-561-8186

表1 直轄ダム

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
ダム等事業名	起業者	目的・アロケーション	(約総事業費 億円)	完成予定年度	進捗率(予算執行率)	進捗段階	移転済み/移転予定 家屋移転	H22年度総事業費 含業務取扱費(百万円)	H21年度総事業費 含業務取扱費(百万円)	総事業費比較 I/J	厚労省補助金(千円) H22年度	利水者想定・全工事費(百万円) H22年度	厚労省補助金(千円) H21年度	利水者想定・全工事費(百万円) H21年度	補助率	総事業予算額/想定額 H22年度 I/イ	総事業予算額/想定額 H21年度 J/エ
沙流川総合金開発(平取ダム)	北海道開発局	洪水調節・流水の正常な機能の維持99.4%、水道用水0.2%、発電0.4%	1,313	H28	71%	生活再建工事	17/17	399	2,100	0.19							
サンルダム	北海道開発局	洪水調節・流水の正常な機能の維持99.2%、水道用水0.5%、発電0.3%	528	H25	47%	生活再建工事	13/13	1,166	2,244	0.52	名寄市 1,800	1,080	名寄市 3,633	2,180	名寄市 1/3	1.08	1.03
成瀬ダム	東北地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持79.8%、かんがい用水19.2%、水道用水0.7%、発電0.3%	1,530	H29	14%	転流工事	10/11	2,726	2,290	1.19	横手市2,782 湯沢市2,010	2,054	横手市 2,762 湯沢市 1,526	1,838	横手市 1/3 湯沢市 1/3	1.33	1.25
那珂川霞ヶ浦導水	関東地方整備局	河川湖沼の水質浄化・流水の正常な機能の維持55.8%、水道用水37.2%、工業用水7%	1,900	H27	76%	工事中	7/7	650	920	0.71							
湯西川ダム	関東地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持62.2%、かんがい用水2.8%、水道用水31.5%、工業用水3.5%	1,840	H23	58%	本体工事27%	138/138	21,937	15,600	1.41	宇都宮市 207,200 千葉県 1,375,557	15,074	茨城県西 54,092 宇都宮市 181,776 千葉県 1,211,180	14,297	茨城県 1/2 宇都宮市 1/3 千葉県 1/3	1.46	1.09
思川開発	水資源機構	洪水調節・流水の正常な機能の維持75.74%、水道用水24.26%	1,850	H27	40%	転流工事	80/80	4,044	9,500	0.43							

ハツ場ダム	関東地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持54.6%×999/1000、水道用水43.6%×999/1000、工業用水1.8%×999/1000、発電1/1000	4,600	H27	70%	転流工事	366/470	15,450	22,500	0.69	埼玉県 1,709,369	7,849	茨城県西 54,092 茨城県南 187,282 群馬藤岡 37,500 群馬県央第2 58,250 埼玉県 1,984,500 千葉県 249,959 千葉印旛 71,832 千葉北千葉 75,745	21,870	茨城県西 1/2 茨城県南 1/3 群馬藤岡 1/3 群馬県央第2 1/2 埼玉県 1/2 千葉県 1/3 千葉印旛 1/3 千葉北千葉 1/3	1.97	1.03
利賀ダム	北陸地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持99.34%、工業用水0.66%	1,150	H34	27%	生活再建工事	3/3	1,875	2,212	0.85							
設楽ダム	中部地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持77.7%、かんがい用水11.3%、水道用水11.0%	2,070	H32	11%	生活再建工事	17/122	2,766	1,990	1.39	愛知県 106,491	2,904	愛知県 72,968	1,990	愛知県 1/3	0.95	1.00
木曽川水系連絡導水路	水資源機構	流水の正常な機能の維持65.5%、水道用水30.0%、工業用水4.5%	890	H27	4%	調査中	0/未定	500	1,800	0.28							
新足羽川ダム	近畿地方整備局	洪水調節	1,450	H45	9%	調査・地元説明	0/未定	701	1,314	0.53							
丹生ダム	水資源機構	洪水調節・流水の正常な機能の維持54.8%、	1,100	H22	50%	生活再建工事	45/45	360	620	0.58							
大戸川ダム	近畿地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持86.6%、水道用水12.8%、発電0.6%	740	H13	83%	生活再建工事	55/55	773	500	1.55							
天ヶ瀬ダム再開発	近畿地方整備局	洪水調節89.1%、水道用水8.8%、発電2.1%	330	H13	21%		0/0	351	135	2.60	京都府 10,914	372	京都府 3,960	135	京都府 1/3	0.94	1.00
川上ダム	水資源機構	洪水調節・流水の正常な機能の維持70.6%、水道用水29.1%、発電0.3%	850	H16	66%	転流工事	42/42	1,700	3,800	0.45							
山鳥坂ダム	四国地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持	850	H35	20%	調査・地元説明	0/未定	558	1,244	0.45							
鹿野川ダム改造	四国地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持	420	H27	10%	既存施設の機能増強	1/1	1,609	1,640	0.98							
川辺川ダム	九州地方整備局	洪水調節・流水の正常な機能の維持94.8%、かんがい3.9%、発電1.3%	2,650	H20	80%	生活再建段階	482/483	1,650	2,100	0.79							

「進捗状況」＝「予算執行状況」／「総事業費」

「予算執行状況」は平成20年度迄の金額

「進捗段階」は、H21.12.25大臣会見資料より記

本体工事％は平成21年9月末時点の進捗率。

「家屋移転」の移転済み戸数は、平成21年度当初予算執行ベースの予定進捗。

渡良瀬遊水地掘削事業、余野川ダム、吉野川第十堰にはH22年度予算配分なし。

本体着工済み 検証対象外

ア/オ/
水道ア
ロケ

ウ/オ/
水道ア
ロケ

表2 補助ダム

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
ダム等事業名	起業者	目的・アロケーション	(約) 総事業費 (億円)	完成予定年度	(予算執行率) 進捗率	進捗段階	移転済み/移転予定 家屋移転割合	H22年度 年間建設 事業費 千円	H22年度 内訳 治水分 千円	H22年度 内訳 利水分 千円	(公共費 H21年度 II 治水分) 100 万円	総事業費比較J/L H22/H21	厚労省補助金(千円) H22年度	利水者想定・全工事費(千円) H22年度	厚労省補助金(千円) H21年度	利水者想定・全工事費(千円) H21年度	補助率 I/I	総事業予算額/想定額 H22年度 (L/治水アロケーション)/エ	総事業予算額/想定額 H21年度 (L/治水アロケーション)/エ
当別ダム	北海道	洪水調節・流水の正常な機能の維持71.2%、水道用水28.8%	684	H24	59%	本体工事57%	58/58	8,738,790	6,222,018	2,516,772	5,340	1.17	1,275,234	8,900,000	1,569,718	10,900,819	1/2	0.98	0.69
最上小国川ダム	山形県	洪水調節	70	H27	17%	調査・地元説明	0/0	204,480	204,480	0	240	0.85							
奥胎内ダム	新潟県	洪水調節・流水の正常な機能の維持99.4%、水道用水0.3%、発電0.3%	330	H25	47%	本体工事基礎掘削工	0/0	1,765,000	1,754,410	10,590	696	2.52							
浅川ダム	長野県	洪水調節	380	H28	53%	転流工事	16/16	2,490,000	2,490,000	0	1,700	1.46							
辰巳ダム	石川県	洪水調節	240	H24	53%	本体工事45%	4/4	2,980,000	2,980,000	0	2,800	1.06							
安威川ダム	大阪府	洪水調節・流水の正常な機能の維持86.5%、水道用水13.5%	1,314	H26	56%	生活再建工事	67/69	5,750,000	5,750,000	0	6,700	0.86			21,502	477,822	1/3		16.21
槇尾川ダム	大阪府	洪水調節、流水の正常な機能の維持	128	H27	37%	本体工事基礎掘	5/28	1,052,000	1,052,000	0	1,092	0.96							
武庫川ダム	兵庫県	洪水調節99.8%、ダム湖活用0.2%	290	未定	5%	調査・地元説明	0/未定	0	0	0	0				0				

平瀬ダム	山口県	洪水調節・流水の正常な機能の維持99.6%、水道用水0.1%、発電0.3%	740	H26	65%	転流工事	42/42	1,044,398	1,040,220	4,178	2,789	0.37							
内海ダム再開発(新内海ダム)	香川県	洪水調節・流水の正常な機能の維持95.2%、水道用水4.8%	185	H25	23%	生活再建工事	6/6	3,263,000	3,106,376	156,624	790	3.93	52,800	3,300,000	13,280	830,000	1/3	0.99	1.00
石木ダム	長崎県	洪水調節・流水の正常な機能の維持65.0%、水道用水35.0%	285	H28	46%	生活再建工事	59/67	300,000	195,000	105,000	277	0.70	96,833	830,000	34,168	292,869	1/3	0.36	1.46
路木ダム	熊本県	洪水調節・流水の正常な機能の維持82.8%、水道用水17.2%	90	H25	42%	生活再建工事	0/0	828,000	685,584	142,416	580	1.18	31,733	550,000	26,133	455,808	1/3	1.51	1.54

ア/オ/利
水アロケ

ウ/オ/利水
アロケ

「進捗状況」＝「予算執行状況」／「総事業費」

「予算執行状況」は平成20年度迄の金額

「進捗段階」は、H21.12.25大臣会見資料より記

本体工事%は平成21年9月末時点の進捗率。

「家屋移転」の移転済み戸数は、平成21年度当初予算執行ベースの予定進捗。

本体着工済み 検証対象外

駆込み本体着工内海ダム再開発と路木ダムは転流行工事をせずに、本体工事を契約している。

2010年 3月29日

国土交通大臣 前原 誠司 様

内海ダム再開発事業認定取消訴訟原告団
内海ダム再開発事業対策弁護団
寒霞溪の自然を守る連合会
環瀬戸内海会議
〈長野の開発と環境を考える〉信州ラプソディ
浅川・千曲川等治水対策会議
稲田地区浅川問題を考える会連絡会
浅川ダム建設予定地の再調査を要望する会
長沼 浅川千曲川の治水を考える会
路木ダムを考える河浦住民の会
羊角湾を守る漁民の会
天草の海を考える会

3月26日発表の5補助ダムへの2010年度予算配分に抗議する (抗議 書)

大臣は3月26日の記者会見で、浅川ダム（長野県）、新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、与布土生活貯水池（兵庫県）、野間川生活貯水池（広島県）の5補助ダム事業について、「検証要請の対象から除外する」として、地元知事の事業継続の意向を受け入れ、ダム推進を追認してしまいました。

大臣が昨年12月15日表明したダム事業見直し、新たに策定基準に沿って再検証とした方針からは大きく後退してしまいました。加えて、民主党が昨年の衆議院選挙において発表したマニフェスト「全てのダム事業を見直し」をもかなぐり捨て、公約を破ることになりました。

国として、今後の河川政策の転換を図るために、補助ダムについても関係府県に事業の再検証を要請したではありませんか。地元知事から検証を拒否され、そのまま事業を認めるのでしょうか。ダムに頼らない治水へ全てのダム事業の見直しを進めるのではなかったのですか？

大臣は3月9日、09年度までに事業採択をして複数年契約をしたとか、本体工事に着工したという新たな区切りを提示しましたが、これは県の既成事実化を企図した駆け込みを容認するものに他なりません。

この10年度予算配分は、事業の目的や内容の正当性の検証を放棄し、ダム事業推進に国として「お墨付き」を与え、結果として5補助ダム事業に対し、国の責任が大きく問われることとなります。

いかに、09年度を初年度とした本体工事の複数年契約が議会議決を得て成約したとしても、09年度の補助金交付は単年度であり、10年度予算配分を束縛するものではないと考えます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、補助金適正化法という）では、関係府県からの

補助金交付申請に基づき、交付決定が通知され、初めて交付金が交付されることになっています。そして申請を受けたら事業の目的や内容の適正かどうかについて調査する（法第6条）とされており、その可否を判断することは、あくまで国の裁量権の範囲であると考えます。加えて、形式的に補助金交付決定を行うのであれば、大臣が適切に行使すべき裁量権を放棄したものと言わざるを得ません。

ましてや、大臣は、地方からの補助金への期待について、本体工事契約の議会議決を大きな根拠とされているようですが、「期待権」とは民法上の信義則（信義誠実の原則とも呼ばれる）に基づく、契約締結上の過失の理論のことであると思われます。これは、相手方に対して契約成立に強い信頼を与えた場合には妥当するとされているものです。大臣が事業見直し・新たな基準に基づく再検証の要請をしていた状態で、それを地方があえて拒否して進めた事業について、この理論が妥当する余地はないことはあきらかです。

そもそも、前政権下の事業認定において、事業そのものの根拠に虚偽や過大な需要予測が指摘されている点は、見過ごしてしまうおつもりなのでしょうか。知事の意向や議会議決より、指摘を検証することこそ、国の果たすべき責任ではありませんか。

大臣自ら事業の再検証を求め、必要性に疑義あるダム事業に交付金という名の「税金」を投入するのは、国民への背信行為であります。そして、交付決定は必要性に疑義あるダムを国が認めたことになり、国には当然、その理由の説明責任があります。

補助金適正化法第6条に基づき、事業の目的や内容の適正かどうかについて厳格に調査することこそ、マニフェスト「全てのダム事業見直し」に沿い「コンクリートから人へ」の政策推進にかなうことと考えます。

以上から、私たちは、この3月26日発表の「5 補助ダム事業への10 年度予算配分」に強く抗議します。

そして、補助金適正化法第6条の精神に則り、補助金交付申請に際し、事業の目的と内容が適正かどうかについて、関係住民に開かれた現地調査等を行い、厳重な調査を求めます。

※適正化法6条に基づく検証するのか否か、書面によるご回答を、4月7日までに下記連絡先までお送りくださいますようお願い申し上げます。

連絡先

山西 克明 〒761-4433 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲 1689-2

TEL 0879-82-4634

内山 卓郎 〒381-0063 長野県長野市何去 242

TEL 026-244-0204

松本 基督 〒863-1204 熊本県天草市河浦町崎津 1350-4

TEL 090-2262-1759

豊川水系・設楽（したら）ダムについての報告

（国土交通省直轄、特定多目的ダム、9800万m³）

市野和夫（文責）

設楽ダムの建設中止を求める会

<http://www.no-dam.net/>

住民訴訟、3月10日に結審、判決は6月30日

設楽ダム公金支出差止の住民訴訟は、愛知県を相手に、中止を求める会会員およそ700名（内、原告166名）が、2007年4月に名古屋地裁に提訴して進めてきました。2010年3月10日の最終準備書のやり取りをもって結審いたしました。判決は6月30日15時です。

最終準備書面（<http://no-dam.net/100311.pdf> に掲載）の構成は以下のとおりです。

- 第1 本件支出の財務会計上の違法性はどこにあるか
- 第2 水道用水供給ための必要性の欠如
- 第3 農業用水供給のための必要性の欠如
- 第4 洪水調節（治水）のための必要性の欠如
- 第5 豊川の流水の正常な機能の維持のための必要性の欠如
- 第6 環境悪影響による違法（環境影響評価法違反と環境悪影響）
- 第7 結論

立木トラスト

2009年3月から、9名の地権者と協力して立木トラストに取り組んできました。現在2000名を超える方々が参加しています。現在も募集中です。6月5～6日に現地でイベントを予定しています。

設楽町現地の状況

・設楽町議会の議員4人が脱ダムネットを結成

設楽町議会は12名の議員で構成されていますが、2009年10月の設楽町長選挙でダム推進派町長が当選したあと、町議4人が脱ダムネットを立ち上げて、地元は推進一色ではないことを主張しています。現在、各地区で懇談会を開き、住民の要望を聞くなどの活動をしています。

・集落挙げてダム反対

松戸地区（ダムサイト予定地右岸の直近に位置する集落）は、全戸がダム建設反対の態度で、立ち入り調査や買収などに協力していません。

・国と移転補償契約

報道によると、2009年度（2010年3月末）で120戸の移転対象のうち約20戸が補償契約を結んだもようということです。補償とは別に、「豊川水源基金」が設楽町を通じて水没世帯に上限600万円の「感謝見舞金」を配っており、98戸が申請して受け取ったとのこと。

民主党愛知県議団、土木建設研究会の動き

2010年2月24日、15時から、設楽ダム建設中止を求める会との意見交換会を議場会議室で開きました。民主党側から議員8名が参加、中止を求める会から5名が参加し、会代表が設楽ダムの問題点についてプレゼンの上、意見交換しました。設楽町の地元から参加した町議を含めた3名が、地元の状況や要望について述べました。（マスコミ記者に公開）

その後、3月に県議団土木建設研究会は、設楽町の現地視察を行いました。

22年度設楽ダム予算配分

国は、設楽ダムに21年度予算約19億円を大きく上回る、27億66百万円をつけています。

以上

無駄ダムが地方財政を破綻させる

3月19日、岐阜県は徳山ダム建設費の岐阜県負担分全体額を出した。

H22年度予算案に計上された徳山ダム建設事業費支払い分は、実に53億7千万円。

H20年度当初予算の岐阜県の河川課の河川費は160億円。この中で、ダムを除く河川改修費用（河川維持費、床上浸水対策緊急事業費など）はざっと40億円弱だそうだ。53億7千万円が、いかに大きいことか…。徳山ダムのおかげで、岐阜県は揖斐川流域も他の河川流域も「お金がないから治水対策は遅々として進まない」のだ。脆弱な堤防は放置されている。

岐阜県のH22年度の当初予算は約7500億円です。この額を国のH22年度予算約92兆円に引き直すと実に約6600億円に当たる。

繰り返すが、徳山ダムの水を使うあてのない岐阜県は利水分をまるまる一般会計（河川課予算）から水資源機構に直払いしている。「一般会計（教育や福祉と同じ財布）から不要な水の

代金を払う」という異常な状態が将来にわたって続いてしまう。さらに巨額のダム管理費も支払っている（H20年度＝4.2億円。H21年度＝4.4億円（当初請求分）。

かつて、「国の事業を地元にもってくる」ことが知事や国会議員の「手腕」とされた時代があった。「公共事業＝地域活性化」と本気で考えた人たちがいた。膨大な地方負担は「交付税措置などで国が面倒みてくれるはずだ」。この「国」頼みの楽観思考の破綻が明らかになった後にも、「公共事業を地元へ！」の政治が続き、借金を重ねた挙げ句に地域の疲弊の元凶になってしまっている。

その福祉にも教育にもお金が回らない、まさに孫子の代までツケが回る。要らないものを要ると言い張って作ることの罪がはっきりとあらわれている。無駄なダムを作ってはいけない。

徳山ダム事業費

県負担総額1157億円

県発表 334億円支払い済み

徳山ダム（揖斐郡揖斐川町）の総事業費が334.1億円で確定したことを受け、県は19日、算出した県の負担額を明らかにした。県の負担割合は約20%（治水分12%、利水分8%）。総事業費に対する負担額は68.1億円、利息を含めた総負担額は115.7億円、交付税措置を考慮した実施負担額は94.0億円で、地方債などの償還（元金・利息）は204.2（平成54）年度まで行われる予定。

県の総負担額の115.7億円の内訳は治水51.0億円、利水64.7億円（上水18.6億円、下水46.1億円）。

本年度までに33.4億、徳山ダム本体関連分と「この日の県議会土木部を支払い済みで、残して53億7千万円が計委員会に県側が明らかにした。」

一般会計当初予算案には10・03・20 岐阜新聞

岐阜県HP(ぎふポータル)>>県政資料発表>>3月20日 徳山ダム建設事業に関する岐阜県の負担額について より

<負担金の仕組み>

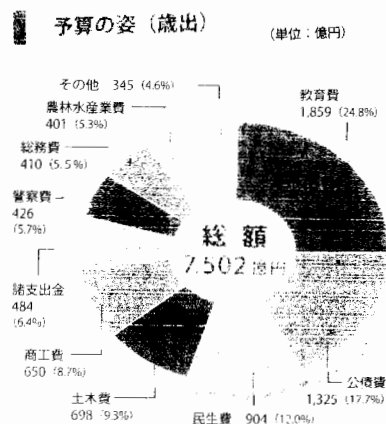
種別	支払先	支払時期	財源	後年度負担
治水分	国 (直轄事業負担金)	毎年度 (S46～H23)	一般財源	(現年度で負担)
利水分 〔上水 下水〕	水資源機構	毎年度 (S51～H17) ダム完成後	地方債 → 機構借入金 →	元利償還(公債費) S51～H54 元利償還(公債費) S53～H45 元利償還(負担金) H20～H42

2 利息を含めた総負担額（1,157億円）について 内訳

		県負担額	負担額の内訳	
			県債償還金+各年度負担	水資源機構借入金償還金
治水		510億円	510億円	
利上	水	186億円		186億円
利工	水	461億円	113億円	348億円
合計		1,157億円	623億円	534億円

23億円×23年間

岐阜県広報紙 2010.4より



10.04.11

徳山ダム建設中止を求める会
近藤ゆり子

凍結の名のもとで進む「導水路事業」と私たちの運動

長良川市民学習会 武藤 仁

2010 年度予算では「工事には入らない」としながら環境調査業務などとして木曽川水系連絡導水路事業には 5 億円の予算が付けられました。

これに同調するかのように名古屋市は河村たかし市長の了承をうけ 1 月 21 日、今まで拒んでいた導水路事業に係る名古屋市の 2009 年度負担 5000 万円を支払うことを発表。つづいて 2010 年度の 5 億円予算に対する負担金 5000 万円も支払う動きです。

これら一連の動向は「凍結」「工事には入らない」を隠れ蓑にズルズルと確実に数年間の仕事を確保する格好となり推進派を喜ばせています。私たちの周りにも「今のうちにやっておけ」とばかりに導水路関連の仕事が増えているという関係業者の声が聞こえてきます。

ムダな公共事業は止めよ！の国民の期待で総選挙大勝利した民主党ですが、党の最大実力者である小沢幹事長がゼネコンなどの金で利益誘導型の勢力拡大をはかっています。新政権は矛盾を抱えて揺れています。

18
2010年(平成22年)1月28日(木曜日)
岐阜

異常高水時、揖斐川町の徳山ダムの水を長良川や木曽川に放流する木曽川水系連絡導水路事業の推進について、来月7日投開票の岐阜市長選挙に出馬予定の3

3氏に聞く

市民団体が氏がいずれも反対か慎重な見解を持っていることが27日、市民団体「長良川市民学習会」のアンケートで分かった。(竹田佳彦)

導水路事業 いずれも反対か慎重論

対象は二期目を担当する現職の細江茂光氏(公)と会社社長浅野真氏(自)、元教諭大西隆博氏(自)の三氏。長良川への放流について「環境改善に役立ち歓迎する」と答えた人はなく、大西氏が「悪化が懸念され、放流は認めない」。浅野氏は「事業見直しを

図るべきだ」、細江氏は「影響を十分に調査・検討し、慎重に決めるべきだ」とを表明した名古屋市の回答は、いずれも反対か慎重な姿勢を示し、二日、「事業に反対する」に留まっていた。河村氏は反対表明を

することを条件として(河村氏)「浅野氏の決起集会に応援弁士として登壇。岐阜、名古屋、名古屋市の分担する計画で、民主党政権はダム事業見直しの一環で導水路事業も凍結し、今夏以降に建設の是非を再検証することを決めている。

会長の武藤仁事務局長は「事業主体は水資源機構だが、岐阜市の土地を通って長良川に放流するため、実際の放て調査するべきだ影響を受ける」と指し

大西氏 悪化懸念、放流だめ

浅野氏 事業の見直し図れ

細江氏 影響を調査し検討

岐阜県版

岐阜支社
〒500-8875
岐阜市柳ヶ瀬通一丁目12番地
058(265)0191
Fax(262)8706
(販売)(265)0265
(広告)(266)4791
(事業)(265)0267

多治見支局
0572(22)3121
Fax(23)5331

大垣支局
0584(78)2030
Fax(74)6460

高山支局
0577(32)0350
Fax(34)5215

関支局
0575(22)3234
Fax(24)3939
中日新聞へのご意見は
読者センターへ
052(221)0800
Fax(221)0819
Eメール
center@chunichi.co.jp

私たちの運動

新政権がどちらに向いていくのか？とても厳しい情勢ですが自公政権下では考えられなかった「ダム建設中止」の大きなうねりはもう止めることはできないでしょう。今こそ市民運動の踏ん張りどころです。3月9日私たち長良川市民学習会は、「事業自体の意義が問われて凍結になっている導水路事業に税金を投入し続けるのはおかしい！すぐ中止せよ！」という声を前原大臣に届けるために、導水路裁判でたたかう「導水路はいらない！愛知の会」と共同で中部地方整備局に要請行動を行いました。あわせて市民学習会は「河口堰ゲートの開放」を求める要請書も提出しました。

さる2月7日岐阜市長選挙がありました。現職細江市長の続投を許すかどうかの選挙でしたが自・民・公・共 全政党が立候補者を推薦しない又は推薦できない自由投票で入り乱れた選挙戦となりました。私たちはこうしたもつで導水路と河口堰問題を争点に入れようと「長良川を守るアンケート」を有力3立候補者に突きつけまし

中日新聞

た。結果は驚くことにこれまで国・県の言いなりの現市長含めてみなさん「導水路の水を長良川に放流すること」には「許さない」又は「慎重に検討」の回答。「河口堰のゲートを開放すること」には「開放すべき」又は「試験的にゲートを上げる」の回答。私たち市民の願いを無視できない立場になってきている情勢に確信がもてました。市民学習会は当選した現職の市長に対する要請行動も計画しています。

市民による「豊かな海づくり大会」

岐阜県は今年6月12・13日に長良川において天皇を迎え「第30回全国豊かな海づくり大会」を計画しています。

私たちは「河口堰のゲートを上げて川と海とつなげることが豊かな海と清流長良川をつくることになる」ことをアピールするために、市民による「豊かな海づくり大会」を計画しています。流域と海に関係する幅広い団体個人が参加できるよう藤前干潟を守る会代表の辻淳夫さんと当会代表の粕谷志郎さんが呼びかけて実行委員会を1月19日に立ち上げました。現在流域の約10団体が参加し取り組みを具体化しています。早速、2月7日プレイベントとして河口堰周辺の稚アユ調査を13名、2艇の船で行いました。4月25日には今本博健先生を迎えて河口堰直下流川底のヘドロ調査を計画しています。

大会第1日目6月5日（土）は長良川国際会議場において講演とシンポジウムを開催します。午前の講演では山内克典先生と向井貴彦先生に「長良川、河口堰、生態」の現状について学問的に裏付けた話をしていただきます。午後のシンポジウムでは水源の山から海までそれぞれの場で活躍するみなさんにパネラーとしてご登場をいただき「山の現状、川の文化・・・」を語り合い「豊かな川から豊かな海」を考えます。

大会第2日目6月6日（日）は岐阜市の長良川において「ラフティング下り」「釣り」「水辺観察会」「川の歴史と町並み散策」等を企画しています。

全国のみなさまの来岐を期待しています。



「市民による『豊かな海づくり大会』の開催内容を協議する出席者ら—岐阜市橋本町、じゅうろくプラザ

「豊かな川から豊かな海へ
市民による『豊かな海づくり大会』実行委員会

6月5、6日 講演など開催

市民団体独自で「海づくり大会」

長良川河口堰（ぜき）のゲート開放を求める長良川流域の市民グループが6月5、6の両日、「市民による『豊かな海づくり大会』」を岐阜市長良福光の長良川国際会議場で開催する。同大会実行委員会は第1回会合を岐阜市内で開き、大会内容などを決めた。

河口堰への批判を前面に出すのではなく、川漁師の声や川がはぐくむ流域の風土などを紹介して、多くの人の長良川の河川環境に理解を深めてもらう。同実行委員会は、岐阜、愛知両県の市民グループやNPO法人などで構成。長良川市民学習会代表の粕谷志郎、岐阜大学教授と藤前干潟を守る会の辻淳夫、長が呼び掛け人となり、昨年12月下旬に準備会を発足した。

第1回会合は、約10団体の代表者ら15人が出席して開かれ、6月5日に基調講演とシンポジウムを、同6日に川と水と触れ合うイベントを開くことなどを決めた。

岐阜新聞 2010.1.20



2010.2.7 稚アユ調査

衆議院国土交通委員会で嶋津暉之氏参考人として意見陳述。

＝専門家4人の陳述から基本高水の過大さが浮き彫りに＝

3月16日に開催された衆議院国土交通委員会は八ッ場ダム中止問題で参考人5名を招致して意見を聴きました。

委員会は、定刻9時に始まり、12時30分すぎに終わりました。

参考人が15分ずつ意見陳述し、そのあと、各党枠から一人ずつの委員が持ち時間20分で参考人に質問をする、という方式でおこなわれました。

大きなポイントは以下のようだったと思います。

参考人		質問する議員	
豊田明美	川原湯温泉組合長	民主党枠	田中康夫
嶋津暉之	水源開発問題全国連絡会共同代表	自民党枠	徳田毅
虫明功臣	東京大学名誉教授 法政大学客員教授	共産党枠	塩川鉄也
松浦茂樹	東洋大学国際地域学部教授	みんなの党枠	柿澤未途
奥西一夫	京都大学名誉教授	公明党枠	竹内譲
		社民党枠	中島隆利

傍聴した立場から昨日の様子をお知らせします。

昨日の大きなポイントは以下のようだったと思います。

- 1、嶋津さんがこれまでの私たちの八ッ場ダムに関する、主張を整理して国会の場で、明快に言い切ったこと。
- 2、田中康夫議委員の質問に答える形で補助ダムの駆け込み着工や次年度予算の問題についてもはっきり主張出来たこと。
- 3、推進派（自民党推薦）の虫明氏も含め専門家4人が基本高水2万2千トンに過大であることを確認したこと。
- 4、公明党推薦の松浦氏（元国土庁）が利水専用ダムで現計画通りの八ッ場ダム建設を主張したこと。渇水、地下水利用による地盤沈下を理由に利水の必要性、環境用水、浅間山噴火に対する対策等で八ッ場ダムは必要と言う立場。
- 5、豊田さん（川原湯温泉旅館組合長）からは「今月に入り旅館が6軒に減り、時間がない、ダム前提の再建しか考えられない。」との危機感が表明され、中止に伴う生活再建支援計画が急がれることが確認された。
- 6、奥西氏は、八ッ場ダム現地の地質が軟弱である事を細かく説明し、代替え地も含め地滑り被害が予想されダム建設を行うべきではないとする陳述をおこないました。

嶋津さんの詳細は、水源連のホームページで確認することが出来ます。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

資料の後半の補足資料部分は、議員からの質問への回答で有効に使用されていました。

虫明氏は最初の陳述の中で、基本高水が1万7千トンから2万2千トンに引き上げられた経過について、「安全度を上げる意図があったのではないか」「過大という指摘もあるが1万年に一度、千年に一度という計画でも良いのではないか、吾妻川に大雨が降れば30～40センチ水位を下げる効果があり八ッ場ダムは必要」と言っていました。しかし、田中議員に追求されると「私も過大だと思う。担当者がエンピツを舐めて書いた部分もあるのではないか・・・」という信じられない無責任な発言を行いました。また、田中議員が社会整備審議会として、60年間も放置されてきた、利根川の治水の問題についてその間対策は考えなかったのかという趣旨の質問に「審議会では地元の状況等は話されず、最近知った」等と無責任な発言もありました。

松浦氏は、ハツ場ダムの治水機能は限定的であるとし、利水ダムとしては不要である事を明言しました。同時に、利水ダムとしてハツ場ダムを建設すべきという趣旨の事を、地盤沈下や水需要等についての根拠を十分示さないままに陳述しました。

質問に立った田中議員は、補助ダム問題についても次年度予算化の動きに反対し、浅川、内海、路木ダムの名前を挙げて嶋津さんに意見を求め、嶋津さんは「県営、補助ダムとはいえ、72.5%も国の予算が使われるので、国の意向をもっと強くだし尊重されるべきで、駆け込み工事は許されない」と主張しました。また、田中議員は有識者会議での森林の保水力についての審議にも触れていました。

自民党の徳田議員は近年の取水制限を根拠に、ハツ場ダムの必要性を嶋津さんに主張しましたが、この間の取水制限は小規模で市民生活には影響のないもので、むしろ水余りの進行が大きいことを説明しました。また徳田議員は、「堤防整備は時間がかかりその間の対策は？」と迫りましたが「ハツ場ダムも計画の5年では出来ない。更にダムを作り続ける必要もある。4mの堤防余裕高にハツ場ダムの13センチ水位低下効果は全く意味がない。長時間洪水に対応する漏水対策等堤防強化を行わなければハツ場ダムを作っても無駄である。」と語気を強め論破しました。この徳田議員の執拗なお粗末な質問には民主党議員からヤジや失笑が漏れるような状況でした。

塩川議員は、豊田氏に民主党が中止を打ち出すまでにどういう地元とのアプローチがあったかを質問、豊田氏は、ほとんど接点はなく、地元国会議員との接点はなかったと回答した。また、松浦氏に対し「2万2千トン」についての見解を質し、松浦氏は「過大で17000トンで十分で、堤防強化こそ必要」と回答した。また奥西氏に地滑り等の安全の問題を聞いた後に、それを聞いてどう思うかと豊田氏に質問し、豊田氏は「安全は折り込み済みと思っており、違うなら詐欺だ。国を信じて来ている」と答えました。嶋津さんには補償問題を質問し「個人補償も含め行うべきだ。生活再建法案を出来るだけ早く、キチンとしたものとして作る必要がある」と嶋津さんは強調しました。

柿沢議員（みんなの党）は、「堤防強化とはスーパー堤防か？」と質問、嶋津さんは「スーパー堤防は過大で無駄、全川では実現不可能、もっと安上がりで効果的な堤防強化が出来る方法がある」（他の質問の時には大熊先生や淀川流域委員会の提言も紹介）と回答した。松浦氏もこの意見に同調、虫明氏のみ「スーパー堤防も部分的には有効」とあいまいな容認をしました。虫明氏はこの回答の最後に「堤防の意味を考えるとと言う意味では『ダムによらない治水』というのは良い機会だ」等という意味不明の無責任な発言もありました。

公明党の竹内議員は、渇水や温暖化の問題から利水面のメリットを引き出す質問を行っていました。虫明氏はそこでの回答の中で「温暖化による影響には諸説あるが、強い雨や渇水など荒々しい気候という想定もあり200年どころか50年に一度というようなことも起きる。緑のダムは根拠がない。」という発言までしていました。

社民党の中島議員は川辺ダムの例を引きながら生活再建の重要性に関連する問題や、ハツ場ダムを含めダム事業費が着工以後巨大に膨張してきた問題などを取り上げて質問し、無駄なダム事業の問題点を指摘しました。

全体としては嶋津さんの論理だった主張が明確で他を圧倒していた3時間半で、大きな意味がある意見陳述となりました。

詳しくはこちらでビデオを見ることが出来ます。

http://www.shugiintv.go.jp/jp/video_lib3.php?deli_id=40250&media_type=wb

文責 佐藤 守

みんなの会通信

～吉野川千年の清流を目指して～

Vol.19

2010年3月発行

速報

会員みなさまへ

「前原大臣可動堰化中止を明言」

朗報をお伝えします。2000年の住民投票で圧倒的な可動堰反対の民意が示されてから10年間、ずっと待ち続けた国の回答が昨日返ってきました。

3月23日、前原誠治国交大臣は、内閣府の北方担当大臣室で、この日上京した市民9人に対し「可動堰化は選択肢にない」「可動堰はありえない」と何度も言明されました。

発端は、1000人を超える盛況となった、住民投票10周年のイベント「10年目の123」でした。この集会の後、市民の思いをあらためて国に伝えよう、という意見が続出したため、3月8日、このイベントにかかわった団体が連名で前原大臣への要望書を提出しました。

要望は、

- ①可動堰中止と第十堰の保全方針の表明
 - ②第十堰の保全を整備計画に位置づけるための委員会設置
- この2点でした。

これに対し、前原大臣から、

1. 「可動堰化が選択肢になることはありえない」
 2. 「第十堰は保全の方向で調査にかかる」
 3. 透明で住民参加型の淀川流域委の方式が望ましい
- という方針が示されました。さらに、
「第十堰が洪水障害になっているとは思わない」
とも言われました。

これまで「白紙凍結」状態だった「可動堰化計画」は、これで、名実ともに消滅したものと思います。

住民投票の民意をかたちにするため発足した吉野川みんなの会は、2004年にはビジョン21委員会による「第十堰保全案と緑のダム事業案」をまとめ、また吉野川自然教室では第十堰で子どもたちに川の自然と文化を伝える活動を続け、さらに「流域シンポジウム」の開催など流域全体のつながりを作るなど、地道な活動を続けてきました。

会員みなさまのこれまでのご支援にこころから感謝申し上げます。

ありがとうございました。

なお前原大臣は、検討委設置の時期について、もう少し待つて欲しいということでしたが、いろいろ考えると、やはり、早く住民参加型の委員会を立ち上げる必要があります、あわせて、吉野川への楽しい係わりを広げることがとても大事ではないかと思えます。

吉野川では次々と元気な若者たちが登場しています。次の時代を担うかれらに可動堰化の中止というバトンを手渡すことができたことを、うれしく誇りに思います。

一方で、これから吉野川をよくするのも悪くするのも、私たち住民の関心と行動にかかっているのだということも改めて心に留めたいと思います。いつの日か、いっぱい魚たちと川辺に子どもたちの歓声が絶えない、そんな吉野川の姿を取り戻せるよう、引き続き会員みなさまのご支援をよろしくお願い申し上げます。

2010年3月24日

NPO法人 吉野川みんなの会
(文責: 姫野)

新聞記事

徳島

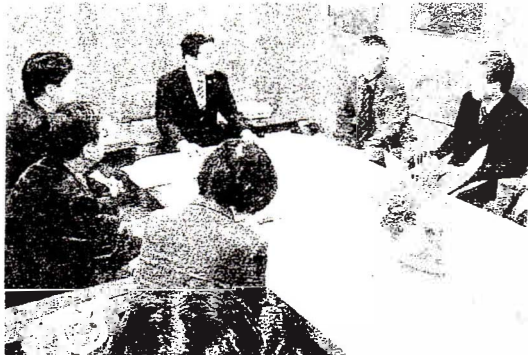
県庁

月曜

2010年

(平成22年)3月24日

水曜日 第237



前原国交相（中央）に、第十堰の保全存続などを要望する姫野代表世話人（右から2人目）＝東京・鋭ヶ関の大臣室

第十堰可動堰化を否定

国交相表明 保全軸に検討

前原誠司国土交通相は23日、2000年1月の徳島市の住民投票を受け、白紙状態となっている吉野川第十堰の可動堰化計画について市民団体のメンバーらと会談、「（可動堰は）選択肢にない」と述べ、建設しない考えを表明した。

（31面に関連記事）

前原氏は、約2600年、委員会を設置し治水対策を前に進められ、改修を重ね検討する方針も示した。使われてきた第十堰の、国交省の大臣室で行われた会談には、市民団体の意見を軸に今後、流域住民の意見を反映させる委

会談後、記者会見した姫野氏によると、前原氏は国交省の有識者会議で検討している「できるだけダムに頼らない治水」の方針に沿って対策を検討すると表明、国交省が持つ治水情報を提供する考えも明らかにした。さらに「第十堰は川の流れを邪魔していない。しかし、どの程度傷んでいるのか、治水の代替案をどうするのかを科学的にやらなければいけない」とも述べ、早期に調査を始め、河川整備計画に盛り込みたいとの意向を示したという。前原氏は23日午前の記

吉野川第十堰の可動堰「紙」となった。09年8月計画 吉野川河口に国が策定した吉野川水系河川整備計画には第十堰があるが、治水上の堰対策は盛り込まれなかった。10年1月、仙谷由人国交相が「復活はありえない」と可動堰計画の中止を表明。前原国交相は09年10月に「政権としての見解は今後詰めていく」と語っていた。

者会見で、可動堰計画について「川全体の治水を」と語り、

どのように考えていくかを含めて検討したい」と述べ、包括的に見直す考えを示していた。

姫野氏は「大事なポイントでかなり具体的に、明快な話が出たと思う。長かったが流域の人たちの意思表示が国に届いた。今後は国交相の方針が反映され、早い段階で委員会が設置できるよう働き掛けたい」と語った。

↑徳島新聞 2010年3月24日

うれしい知らせ 3つ!!!

水源連のMLにうれしい知らせが3つ届きました。

3月24日は吉野川の姫野雅義さんから「前原国交相が可動堰中止明言」

4月1日は熊本の土森武友さんが川辺川ニュースとして「荒瀬ダム水利権昨日失効」

4月2日は霞ヶ浦の飯島 博さんから「霞ヶ浦問題に前原国交大臣が前向きな発言」
です。

これら3つのできごとは、長年来の住民の願いでした。これまでのたゆまない努力が報われたものです。現地の皆さんと共に喜びたいと思います。

姫野さんからの報告では

第十堰の可動堰化問題について前原大臣は、

1. 「可動堰化が選択肢になることはありえない」
2. 「第十堰は保全の方向で調査にかかる」
3. 透明で住民参加型の淀川流域委の方式が望ましい

という方針を示し、また「第十堰が洪水障害になっているとは思わない」とも言われたとのことでした。

第十堰可動堰化反対は吉野川と第十堰を愛する県民の念願でした。四国地方整備局は第十堰問題を除外して河川整備計画を策定しましたが、これからは「第十堰」をきちんと位置付けた河川整備計画に改定させる運動が始まります。(詳しくは29～30ページ参照)

土森さんからの川辺川ニュースでは、

3月31日で水利権失効が決定した荒瀬ダムでは失効を喜ぶ住民がカウントダウン集会を行ったこと、県企業局は4月1日に、2012年4月着工を目標にした県営荒瀬ダムの撤去計画を年内に作成する方針を明らかにしたこと、などを伝えました。日本で初のダム撤去が現実のことになりました。

潮谷知事時代に撤去を決定したものを、蒲島知事になって突如「撤去凍結」。地元の皆さんが凍結に抗議しその撤回を求めています。球磨川が天然鮎の遡上する川になるには、瀬戸石ダム、遥拝堰の撤去が待たれます。川辺川ダムの中止、荒瀬ダムの撤去を勝ち取った熊本の皆さんは必ずや「天然鮎の遡上する球磨川」を現実のことにするのも時間の問題でしょう。

飯島さんの報告によると、4月1日午後4時半、国土交通省大臣室にて、前原国土交通大臣と会って、霞ヶ浦の水位問題と逆水門の柔軟運用案について要望を行ったとのことでした。

その中で、前原大臣は「水位を下げられるか検討することを指示した。」「逆水門の柔軟運用に関しては実現可能か調べる」と明言したと伝えています。

霞ヶ浦の水位を冬季に上げなければならない実質的な理由は何もありません。霞ヶ浦開発がもともと汽水湖であった霞ヶ浦を農業用水・水道水・工業用水の水がめとすることを目的にしていたことから、塩水遡上遮断として逆水門を設置し運用し、春に水需要が増えるという仮定の下に冬季は水位を高くすることにしています。しかし、現実はそのような水需要はまったくないので、冬季に水位を上げておく必要はまったくないのです。冬季に水位を上げることでアサザが水面下につかり、危機的状況でした。

霞ヶ浦本来の豊かな生態系を取り戻すためには霞ヶ浦を開発前の自然な状態の復元が求められます。その切り札として飯島さんたちは逆水門の柔軟運用を提案してきましたが、国は無視を続けてきました。前原大臣のこの明言は大きな前進です。